

第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉に関する総合的かつ体系的な指針となる第三次宇部市地域ふくしプラン（宇部市地域福祉計画及び宇部市地域福祉活動計画（以下「プラン」という。））の策定のため、第三次宇部市地域ふくしプラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること
- (2) プランの評価に関すること
- (3) プラン推進のための方策に関すること
- (4) その他、プラン策定又は推進について必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、別表1に掲げる団体から推薦された者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、宇部市健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月28日から施行する。
- 2 「第二次宇部市地域ふくしプラン策定懇話会設置要綱」を廃止する。

別表1

区分	所属	人 数
当事者団体	在宅障害児・者と家族を支援する会	1 人
当事者団体	宇部市老人クラブ連合会	1 人
当事者団体	宇部市子ども会育成連絡協議会	1 人
地縁型組織	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会	1 人
地縁型組織	宇部市地区社会福祉協議会連絡協議会	1 人
社会福祉法人	宇部市社会福祉法人地域公益活動推進協議会	1 人
一般企業	市内企業	1 人
民生委員・児童委員	宇部市民生児童委員協議会	1 人
なんでも相談員	なんでも相談員	1 人
ボランティア団体	宇部市ボランティア連絡協議会	1 人
住民参加型在宅サービス団体	ご近所ふれあいサロン実施団体	1 人
保健・医療・福祉等の専門職	山口大学	1 人
学識経験者	宇部フロンティア大学	1 人